

大通達甲（生）第7号
大通達甲（警）第12号
大通達甲（刑）第10号
大通達甲（交）第4号
大通達甲（備）第7号
令和6年5月9日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

サイバー戦略推進本部設置要綱の改正について（通達）

大分県警察におけるサイバー戦略の運営については、「サイバー戦略推進本部設置要綱の改正について」（令和4年7月6日付け大通達甲（生）第6号、（警）第11号、（刑）第6号、（交）第2号、（備）第4号）により実施しているところであるが、サイバー戦略推進本部の体制の見直し等に伴い、別添のとおり「サイバー戦略推進本部設置要綱」を改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（サイバー犯罪対策課企画・指導・サイバーセキュリティ係）

（警 務 課 企 画 係）

（刑 事 企 画 課 企 画 係）

（交 通 企 画 課 企 画 係）

（警 備 企 画 課 事 件 係）

別添

サイバー戦略推進本部設置要綱

第1 設置

警察本部にサイバー戦略推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

第2 任務

推進本部は、大分県警察におけるサイバー戦略に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、その達成を図ることを任務とする。

第3 構成及び運営

1 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

本部長 警察本部長

副本部長 警務部長、生活安全部長及び警備部長

本部員 刑事部長

交通部長

警務部参事官兼首席監察官

警察学校長

大分県情報通信部長

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に対し、推進本部への出席を求めることができる。

3 推進本部の運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

第4 幹事会

1 推進本部の事務を補佐するため、推進本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

幹事長 生活安全部総括参事官（サイバー犯罪対策担当）

副幹事長 警務部総括参事官、生活安全部総括参事官、刑事部総括参事官、交通部総括参事官及び警備部総括参事官

幹事 警務部 会計課長、警務課長及び情報管理課長

生活安全部 生活安全企画課長、人身安全・少年課長、生活安全捜査課長及びサイバー犯罪対策課長

刑事部 刑事企画課長、捜査第一課長、捜査第二課長及び組織犯罪対策課長

交通部 交通企画課長及び交通指導課長

警備部 警備企画課長及び外事課長

大分県情報通信部 情報技術解析課長

3 幹事会の運営に関して必要な事項は、幹事長が定める。

第5 サイバーセキュリティ総括責任者等

1 サイバーセキュリティ総括責任者

(1) 警察本部にサイバーセキュリティ総括責任者を置き、生活安全部長をもって充てる。

(2) サイバーセキュリティ総括責任者は、基本方針に従い、部門間における必要な連携及び調整を行うとともに、大分県警察における情報セキュリティに関する規程（平成16年大分県警察本部訓令甲第20号）第3条の情報セキュリティ管理者と連携する。

2 サイバーセキュリティ責任者

- (1) 警察本部にサイバーセキュリティ責任者を置き、生活安全部サイバー犯罪対策課長をもって充てる。
- (2) サイバーセキュリティ責任者は、サイバーセキュリティ総括責任者を補佐するとともに、基本方針に従い、後記第6のサイバー戦略推進プロジェクトを総括調整する。

3 サイバーセキュリティ副責任者

- (1) 警察本部にサイバーセキュリティ副責任者を置き、生活安全部サイバー犯罪対策課次席をもって充てる。
- (2) サイバーセキュリティ副責任者は、サイバーセキュリティ責任者を補佐する。

4 サイバーセキュリティ担当者

- (1) 警察本部にサイバーセキュリティ担当者を置き、後記第6のサイバー戦略推進プロジェクトの各班員をもって充てる。
- (2) サイバーセキュリティ担当者は、サイバーセキュリティ責任者及びサイバーセキュリティ副責任者を補佐する。

5 警察署サイバーセキュリティ責任者

- (1) 各警察署に警察署サイバーセキュリティ責任者を置き、副署長をもって充てる。
- (2) 警察署サイバーセキュリティ責任者は、基本方針に従い、警察署における部門間の必要な連携及び調整を行うとともに、サイバーセキュリティ責任者と連携する。

6 警察署サイバーセキュリティ担当者

- (1) 各警察署に警察署サイバーセキュリティ担当者を置き、生活安全課長（生活安全刑事課長を含む。）及び警備課長をもって充てる。
- (2) 警察署サイバーセキュリティ担当者は、警察署サイバーセキュリティ責任者を補佐する。

第6 サイバー戦略推進プロジェクト

1 推進本部の管理の下、次に掲げる事務を行うため、警察本部にサイバー戦略推進プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

- (1) サイバー戦略に関すること。
- (2) 情報の集約及び共有に関すること。
- (3) 捜査支援及び技術支援に関すること。
- (4) 人材育成方策に関すること。
- (5) 関係機関、民間事業者・団体等と連携した取組に関すること。
- (6) 前記(1)から(5)までに掲げるもののほかサイバー空間の脅威に関すること。

2 プロジェクトは、総括班、サイバー犯罪対策班、サイバー攻撃総合対策班、組織基盤強化対策班及び情報セキュリティ対策班により編成するものとし、各班の任務及び班員は、別表のとおりとする。

第7 庶務

推進本部、幹事会及びプロジェクトの庶務は、生活安全部サイバー犯罪対策課及び警備部警備企画課において処理する。

附 則

この要綱は、令和6年5月9日から施行する。

別表

サイバー戦略推進プロジェクト編成表

班 名	班 長	班 員	任 務
総括班	生活安全部サイバー犯罪対策課長	生活安全部サイバー犯罪対策課課長補佐(企画・指導・サイバーセキュリティ担当)	サイバー戦略に係る総合的な企画、調整等に関すること。
サイバー犯罪対策班	生活安全部サイバー犯罪対策課サイバー犯罪事件捜査指導官	捜査支援担当 生活安全部サイバー犯罪対策課サイバー犯罪特別捜査班長 生活安全部人身安全・少年課課長補佐(企画・指導担当) 生活安全部生活安全捜査課課長補佐(企画・指導担当) 刑事部捜査第一課課長補佐(強行犯担当) 刑事部捜査第二課課長補佐(企画・指導担当) 刑事部組織犯罪対策課課長補佐(企画・指導担当) 交通部交通指導課交通事件特別捜査班長	1 サイバー犯罪捜査及びサイバー攻撃対策の支援に関すること。 2 サイバー空間の脅威に関する情報収集及び分析機能の強化に関すること。 3 サイバー空間をめぐる取締環境の整備等に関すること。 4 サイバー犯罪への犯罪組織の関与の実態解明及び取締りに関すること。 5 インターネット上の違法情報・有害情報対策に関すること。 6 インターネットを利用した児童を対象とする性犯罪等の取締り及びサイバー補導に関すること。
		技術支援担当 生活安全部サイバー犯罪対策課技術支援班長 大分県情報通信部情報技術解析課情報技術解析指導専門官	1 サイバー犯罪捜査及びサイバー攻撃対策に係る技術支援、電磁的記録の解析等に関すること。 2 コンピュータ及びコンピュータ・ネットワークに関する調査研究に関すること。 3 サイバー犯罪の被害防止に関する技術支援に関すること。 4 その他犯罪捜査に係る技術支援に関し必要な事務に関すること。
サイバー攻撃総合対策班	警備部警備企画課次席	警備部警備企画課課長補佐(事件担当) 警備部外事課課長補佐(外事担当)	1 重要インフラ事業者等との連携強化及び当該事業者等に対する助言及び指導に関すること。 2 経済安全保障対策に関すること。 3 情報収集の推進及び情報共有に関すること。 4 サイバー攻撃又はそのおそれがあると認められる事案認知時の緊急対処に関すること。 5 サイバー攻撃に係る初動探証及び被害拡大防止に関すること。 6 サイバー攻撃に対する捜査及び実態解明に係る捜査支援に関すること。 7 サイバー攻撃総合対策に係る庶務に関すること。 8 その他サイバー攻撃対策に係る必要な事務全般に関すること。
組織基盤強化対策班	警務部警務課組織管理監	警務部会計課課長補佐(予算担当) 警務部警務課課長補佐(企画担当) 課長補佐(人事担当) 室長補佐(採用担当) 室長補佐(職場・学校教養担当) 生活安全部生活安全企画課課長補佐(企画担当) 刑事部刑事企画課課長補佐(企画担当) 交通部交通企画課課長補佐(企画担当) 警備部警備企画課課長補佐(企画担当) 警察学校科長補佐(教務担当)	1 サイバーセキュリティに関する能力を有する者の採用及び登用並びに捜査員の派遣・出向に関すること。 2 情報技術解析に必要な情報収集並びに分析用資機材、対処用資機材及び解析用資機材の整備に関すること。 3 警察職員に対する教養に関すること。 4 その他組織基盤の強化に関すること。
情報セキュリティ対策班	警務部情報管理課参事	警務部情報管理課課長補佐(指導・情報セキュリティ対策担当)	情報セキュリティ対策に関すること。